

奈良県告示第三百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり注射を受けることを命ずる。

令和二年一月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに注射の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
豚コレラ	発生予防	実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）	豚コレラワクチンを皮下又は筋肉内注射する。

二 実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日
豚コレラ	県の全域	令和二年一月二十日から同年三月三十一日まで

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。